

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和05年9月1日 至 令和06年8月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 森内科クリニック
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
- ☐ 出資額限度法人 ☒ その他
- ③ ☒ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷445番地
- (3) 設立認可年月日 平成25年 9月13日
- (4) 設立登記年月日 平成25年 9月18日

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	医療法人 森内科クリニック	長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷445番地	

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

該当なし

- (3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

なし

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和05年 9月30日 令和04年度決算の決定

令和06年 8月31日 令和06年度の事業計画及び収支予算の決定

〃 令和06年度の借入金額の最高限度額の決定

- (5) その他

なし

法人名 医療法人 森内科クリニック
所在地 長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷 4 4 5 番地

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
(令和 6 年 8 月 31 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	12,069	I 流 動 負 債	3,168
II 固 定 資 産	27,596	II 固 定 負 債	29,493
1 有 形 固 定 資 産	5,177	負 債 合 計	32,661
2 そ の 他 の 資 産	22,419	純 資 産 の 部	
		科 目	金 額
		I 利 益 剰 余 金	-1,996
		1 そ の 他 利 益 剰 余 金	-1,996
		II 基 金	9,000
		純 資 産 合 計	7,004
資 産 合 計	39,665	負 債 ・ 純 資 産 合 計	39,665

様式4-2

法人名 医療法人 森内科クリニック

※医療法人整理番号

所在地 長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷4 4 5 番地

損 益 計 算 書
(自 令和 5 年 9 月 1 日 至 令和 6 年 8 月 31 日)

(単位：千円)

科 目		金 額
I 事業損益		
1 事業収益		56,540
2 事業費用		57,034
	事業損失	△494
II 事業外収益		455
	経常損失	△38
III 特別利益		360
	税引前当期利益	322
	法人税等	71
	当期利益	251

様式 2

法人名 医療法人 森内科クリニック
所在地 長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷 4 4 5 番地

※医療法人整理番号

財 産 目 録
(令和 6年 8月 3 1 日現在)

1. 資 産 額	39,665 千円
2. 負 債 額	32,661 千円
3. 純 資 産 額	7,004 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	12,069
B 固 定 資 産	27,596
C 資 産 合 計 (A + B)	39,665
D 負 債 合 計	32,661
E 純 資 産 (C - D)	7,004

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 森内科クリニック

理事長 森 久光 殿

私は、医療法人 森内科クリニックの令和05 会計年度（令和05年9月1日から令和06年8月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実はありません。

令和06年9月30日

医療法人 森内科クリニック

監事 後藤 健太

